

相続資産の移転と地域の リテール金融市場の将来

金融調査部 森 駿介／土屋 貴裕

要 約

わが国において相続発生件数や発生額は今後拡大していくと予想され、それは金融機関にとっては脅威とも機会とも捉えられる。本稿では、地域の視点から相続資産の動向を分析する。まず、地域別に見ると、相続の主要な発生源とも言える富裕層は人口の多い三大都市圏に集中している。一方で、その資産構成は関東圏や東海三県などでは実物資産比率が比較的高いのに対し、その他の地域では現預金や株式など流動性の高い資産の比率が高いことが分かった。

次に、2025年までの10年間について相続資産の地域間移転の推計を行うと、東北・中国・四国地方の多くの県で相続資産の純流出が見られることが予想される。また、これらの地域ではリテール金融市場の規模縮小も同時に進む可能性がある。2025年以降も団塊の世代のさらなる高齢化により、相続発生件数や発生額はより拡大していくと考えられる。特に子供と別居する高齢者の比率が高い地域や高齢者への資産偏在度合いが高い地域においては、相続資産の流出が引き続き予想されることから、地方自治体や金融機関にとっては今後備えた早めの対応策が求められるだろう。

目 次

はじめに

1章 富裕層の分布と資産保有の特徴

2章 相続資産の地域間移転

3章 相続による資産流出と地域の家計金融資産の関係

おわりに

はじめに

日本の家計の資産保有状況の特徴の一つに、資産が高齢者に偏在していることが挙げられる。金融資産ベースで見ても不動産などを含む総資産ベースで見ても、その過半は65歳以上の高齢者によって保有されており、さらにその割合は年々高まっている。また、日本は高齢化の進行とともに「多死社会」に近づいていると言われている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015年に約130万人だった年間の死亡者数は、団塊世代が80歳代後半となる2030年代には約160万人まで増加すると見込まれている。

このような高齢者への資産の偏在と「多死社会」に直面しつつある日本において、相続発生件数や発生額は今後拡大していくことが予想される。金融機関にとってはそれを脅威とも機会とも捉えることができ、相続関連業務・相続関連サービスの重要性は高くなると思われる。相続関連ビジネスを見込んで、信託業務へ参入する地域金融機関も現れている。

これらの動きを踏まえ、本稿では地域の観点から相続資産の動向を分析することを目的とする。まず、相続の主要な発生源とも言える富裕層の分布や資産構成について検討する。ここでは、富裕層が三大都市圏に集中していること、また比較的流動性が高い金融資産が相続資産に占める割合は主に地方圏で高いことを確認し、これらの地域で相続時に資産の移動が起きやすい可能性に言及する。

次に、今後の相続資産の地域間移転について推計を行う。推計の結果からは、東北・中国・四国地方の多くの県で資産の純流出が大きく、純流入は首都圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）など一部の都道府県でしか見られないと予想されることを述べる。また、相続資産の地域間移転と地域の家計金融資産動向の関係についても触れている。相続資産の純流出が見込まれる地域では、リテール金融市場の規模縮小も予想され、特に高齢者への資産偏在や地域をまたいだ親子の別居率が高い地域においては、対策が急務だと思われることを示している。

1章 富裕層の分布と資産保有の特徴

1. 富裕層はどこにいるのか

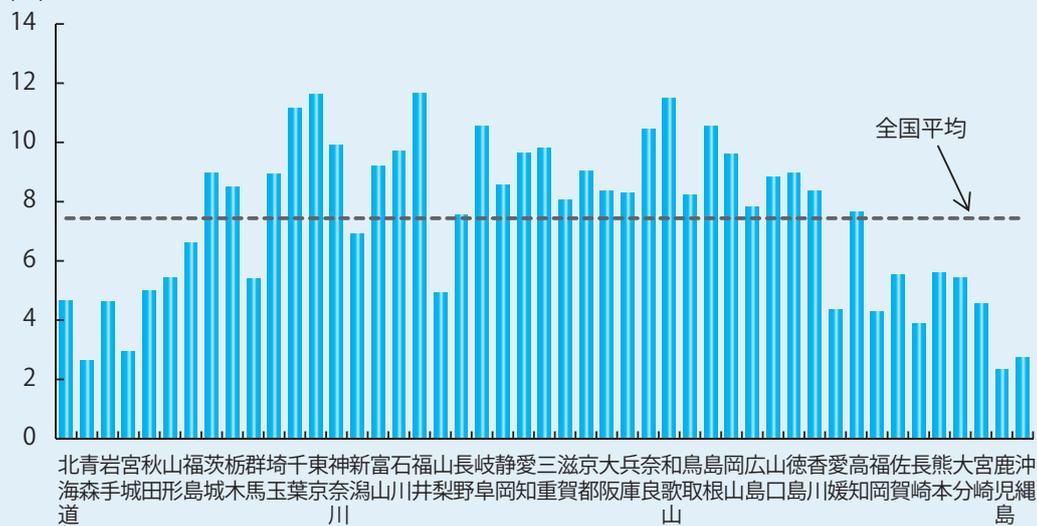
最初に、富裕層の分布状況を見ていきたい。ここでは資産額が多い「資産富裕層」に着目する¹。総務省「全国消費実態調査」における金融資産残高4,000万円以上世帯を富裕層世帯と定義する^{2, 3}。まず、全国の富裕層世帯の絶対数は、そのほとんどが人口の多い三大都市圏、特に首都圏に集中している。次に富裕層世帯数が各都道府県の世帯数に占める割合を見ると、三大都市圏はおおむね高い水準であることが確認できる（図表1）。三大都市圏以外でも石川県や福井県、島根県などでは富裕層世帯の比率が高いことが分かる。一方で、北海道・東北地方や九州・沖縄地方で富裕層の割合は相対的に低いことが見て取れる。

1) 富裕層の分布に関しては「所得富裕層」の分布も分析の対象になり得るが、本稿の本題である相続からは離れるため、ここでは触れていない。

2) 本稿における「金融資産」は断りのない限り、総務省「全国消費実態調査」における「貯蓄現在高」と同義である。

3) 金融資産残高4,000万円以上世帯を富裕層世帯とここで定義したのは、全国消費実態調査で掲載されている「資産階級別」で見た家計資産統計の最高額の階級であるためである。

図表1 各都道府県内の総世帯数に占める、金融資産残高4,000万円以上世帯の割合（2014年）



（出所）総務省「全国消費実態調査」から大和総研作成

全国消費実態調査から見た富裕層の分布状況は、高齢者だけでなく、他の世代も含んだものである。相続の観点から考えると、現役世代も含めた富裕層の分布よりもできるだけ高齢者に絞った富裕層の分布を知りたいところだ。そこで、次に相続税務データにおける被相続人（亡くなった方）を高年齢富裕層とみなし、彼らの分布状況を確認する。被相続人を富裕層とみなすのは、一定の資産を保有していなければ相続税課税対象の被相続人とならないためである⁴。

相続税課税対象の被相続人数を、各地域の死亡者数で割ることにより各地域の富裕層比率を算出すると、10人に1人が相続税課税対象となるような富裕層比率の高い地域は東京都や神奈川県、愛知県内のいくつかの地域、大阪市・京都市の一部、神戸市の一部と芦屋市など、三大都市圏に集中していることが分かる（図表2）。その他の地

域においては、富裕層比率が10%を下回るものの、おおむね県庁所在地の富裕層比率が相対的に高くなっていた。

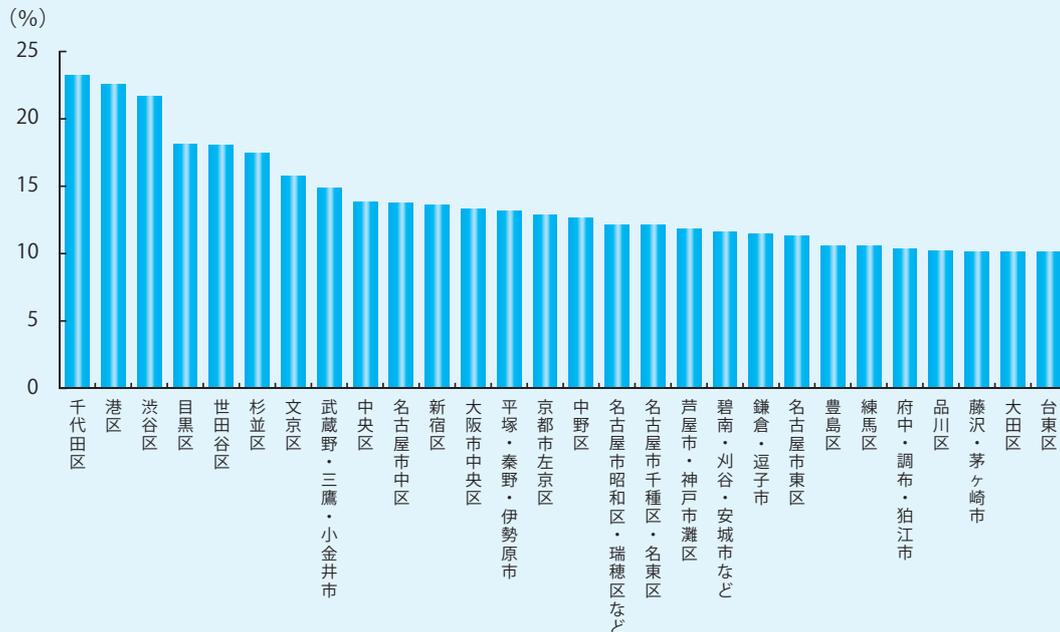
2. 地域ごとに見た富裕層の資産構成の特徴

同じく相続税務データを用いて地域別の相続財産の資産構成を確認する。ここでも相続税の課税対象となる被相続人を富裕層とすると、相続財産の資産構成は各地域の高年齢富裕層のポートフォリオの近似値とみなすことができるだろう。

資産構成を国税局別に見ると、関東信越や東京、名古屋国税局の管轄地域では土地・家屋などの実物資産比率が約5割と相対的に高いことが分かる（図表3）⁵。地方圏でも沖縄の実物資産比率は6割を超え、全国で最も高い水準である。一方、その他の地域では、実物資産比率は3～4割程度で

4) 2014年未までは、保有資産額が「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」（基礎控除）を上回る者が、相続税課税対象者であった。2015年からは基礎控除は「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げられている。
 5) ただし、相続税において宅地や家屋などの評価は時価から割り引かれたものとなるため、各資産を時価で評価したときの実物資産比率はより高いと推察される。

図表2 死亡者数に占める被相続人の割合（2014年）



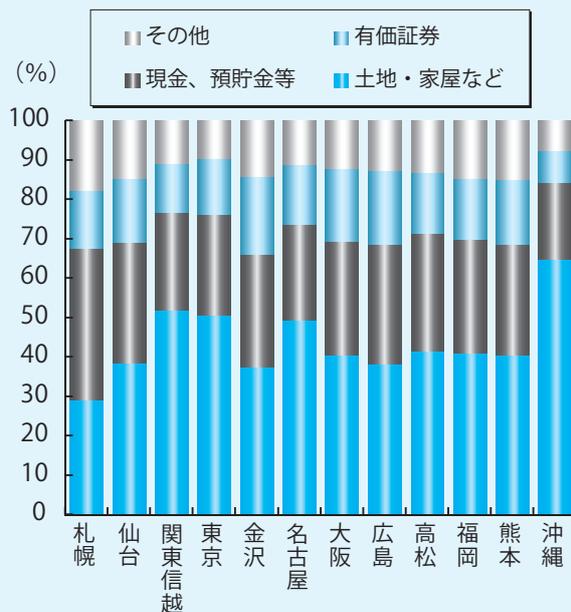
(注) 相続税の課税対象となる被相続人数を各地域の死亡者数で割ることで求めている
(出所) 宮本 (2015) を参考に、国税庁、厚生労働省から大和総研作成

あり、有価証券と現金・預貯金等を合計した比率が5割前後と高い水準となっている。

金融資産は実物資産と比べて流動性が高いため、仮に子供世代が親と別居をしており他の地域で暮らしていたとすると、親世代の資産が相続される際に地域外へ流出する可能性が高まる。相続資産に占める有価証券や現金・預貯金の比率が高く、地域をまたいだ親子の別居率が高い地域においては、特に相続資産の流出可能性が高いとみるべきかもしれない。

本稿執筆時点で公表されている最新の税務統計は2014年時点のものであり、2015年からの相続税増税の影響は反映されていない。2015年の統計が利用可能となれば、制度の変更点を利用して高齢富裕層の地域ごとの資産分布状況がより多面的に理解できる可能性がある。

図表3 国税局別の相続財産構成（2014年）



(出所) 各国税局統計から大和総研作成

2章 相続資産の地域間移転

1章では富裕層の分布に加え、地域別の資産構成を観察することで、地域からの相続資産の流出の可能性について触れた。以下ではそのような相続資産の地域間移転が実際にどのように生じているのか、その推計を行っていく。ただし、相続に関する統計は限られており、多くの仮定を置いて推計を行っていることに注意が必要である。

1. 人口移動状況と高齢者の資産偏在

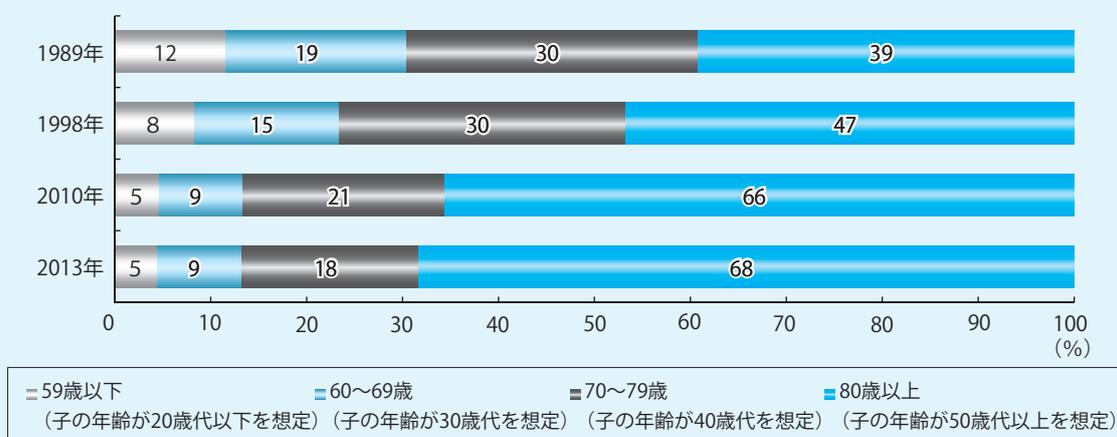
相続資産の地域間移転がどの程度生じているかを確認するためには、①どの年代からどの年代への相続が発生しているのか、②各都道府県の高齢者とその子供の地域をまたいだ別居率はどの程度か、③それぞれの都道府県で発生する相続資産額はどの程度か——をそれぞれ推定する必要がある。

最初に、どの年代からどの年代へ相続が発生しているかを検討していきたい。相続税の申告状況から被相続人の年齢構成を確認すると、1990

年代後半までは被相続人の過半数が80歳未満であったものの、高齢化・長寿命化の進展により、2013年においては被相続人の約7割が80歳以上となっている（図表4）。ここでは示していないが、被相続人のうち約25%が90歳以上だった。親子の年齢差を30歳と仮定すると、子供として親の相続資産を受け取る世代は50歳代や60歳代が中心だと想定される。もちろん、被相続人にとっての相続人（資産を相続する人）の属性は子以外にも考えられるため一概には言えないが、高齢者から50歳代以上の者への相続の割合が高まっている可能性が相続税の申告状況からもうかがえる。

また、50歳代・60歳代については彼らが若年層であった時、人口移動が活発だったと推測される。図表5は三大都市圏の転入・転出超過数の推移を見たものだが、現在の50歳代・60歳代が20歳前後であったと思われる時期のうち1960年代後半から70年代前半、1980年代前半は大都市圏（特に東京圏）への人口流入が活発な時期であった。地方から都市圏に移住したこれらの世

図表4 相続税の申告状況から見た被相続人の年齢の構成



(出所)政府税制調査会資料から大和総研作成

代の多くが、今も親と別居しているとすると、相続資産の地域間での移転規模は大きくなると思われる。

次に、相続資産の地域外への流出額を推し量る上で都道府県をまたいで子供と別居する高齢者（親世代）の比率を推計する（以下、「別居比率」）。将来の相続人と思われる子供のうち親元を離れて生活している割合が高ければ、その分、相続時にその地域から資産が流出しやすいと想定されるためだ。推計の結果、別居比率の全国平均は約25%だったものの、北関東（茨城県・栃木県・群馬県）や山口県、愛媛県、高知県と九州地方の多くの県では30%を超え相対的に高い水準であった。これらの地域では、相続が発生した際に資産が被相続人の居住地域から子供の居住先である都道府県外へ流出する可能性が高くなると考えられる。

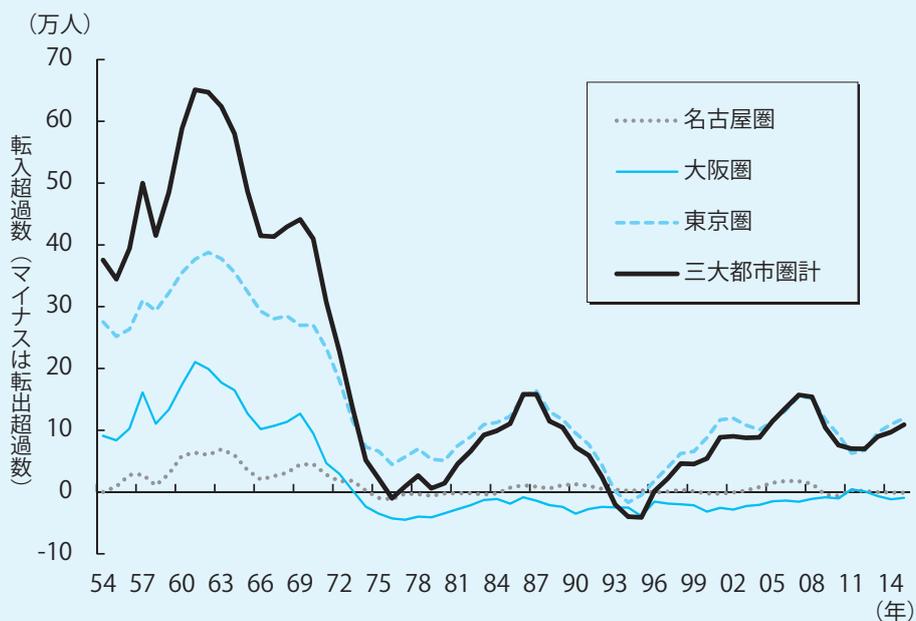
また、相続資産の発生額を探るために、被相続

人の大半を占める高齢者がどの程度資産を保有しているかを推定する。高齢者への資産偏在度合いが高い都道府県ほど、今後数年間で見たときに都道府県内の家計資産総額対比で見た相続資産発生額が大きいものと考えられる。65歳以上世帯が保有する家計資産が県内の金融資産総額に占める割合を高齢者の資産偏在度合いと定義し試算すると、秋田県・奈良県・和歌山県・島根県・高知県などは55%と全国平均を上回る高い水準だった。

2. 相続資産の流出入動向の推計

ただし、ここまで見てきたものはあくまで相続資産の「流出」に関するもののみであり、相続資産の地域間移転状況を把握するためには、他の都道府県からの相続資産の「流入」と合わせた「純流出入」の状況を確認する必要がある。そのため、ここまで見てきたデータに加え、各種人口統計により各都道府県の死亡者数や人口移動先を踏まえ

図表5 三大都市圏の転入・転出超過数の推移（日本人移動者）



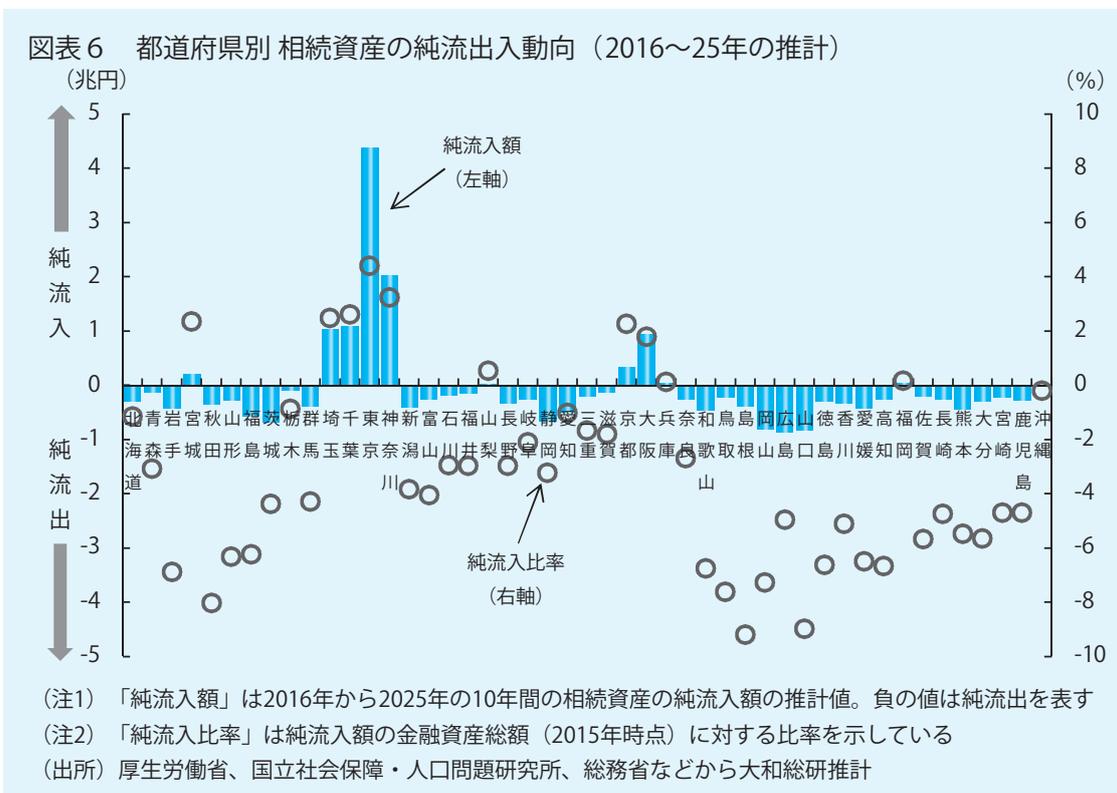
ることで、各都道府県の相続資産発生額や相続資産の流出先ごとの流出額を推計し、流出額・流入額をそれぞれ突き合わせた。

本推計の留意点は2点ある。第一に、金融資産に限った相続資産の地域間移転状況を推計しており、土地や家屋などの実物資産は分析対象にしていない点である。その理由は、実物資産は流動性が低く、どのタイミングで換金されるのか把握しづらいことが挙げられる。一方で、現預金をはじめとした金融資産は流動性が比較的高いことから、地域外へ流出しやすい資産だと捉えることができるだろう。よって、以下では金融資産のみを対象に分析を行っている。

第二に、あくまで都道府県間の相続資産流入状況状況を推計したものだということである。そのため、例えば被相続人の利用する金融機関であるA銀行鎌倉支店から、相続発生により別の金融機関

であるB銀行横浜支店に資産が移転された場合、都道府県外への資産の流出は生じていないことになるが、同一の都道府県内における別の金融機関への資産の流出は生じていると言える。この点について本稿の推計は捕捉していない。またA銀行鎌倉支店から同じA銀行大阪支店に資産が移動した場合、相続資産の都道府県外への流出にカウントされるが、別の金融機関への資産の流出は生じていない。一口に流出と言っても様々な観点があるだろうが、本稿の推計では都道府県間での流入に焦点を絞っていることである。

推計結果を図表6に示した。ここでは、各都道府県における2016年から25年までの10年間の相続資産の純流入額と各都道府県内の金融資産総額（2015年時点）に対する比率を示している（以下、「純流入（出）比率」とする）。負の値は純流出を表している。まず、地域差はあるもの



の、首都圏や京都府・大阪府・兵庫県などのいくつかの都府県を除く 37 道県において、相続資産の純流出が発生すると推計された。特に、東北・中国・四国地方の多くの県で純流出比率が 5% を超える水準であると推計された。これらの地域の多くは、親子の別居比率が高く、高齢者への資産偏在度合いも大きいためだと考えられる。また、純流出比率が最大になるのは島根県で約 9% である。高齢者への資産偏在率が全国で最も高かったことがその背景にあると考えられる。

一方、純流入と推計されたのは三大都市圏以外では、宮城県や福岡県などである。これらの県は、周辺地域からの人口流入があったことから、相続資産の流入が一定程度見込めることがその背景にあると考えられる。その他、沖縄県で相続資産の純流出が見られるもののその影響が比較的軽微な理由は、高齢者への資産偏在率が約 43% と全国で最も低いことが背景に挙げられる。

3. 金融機関外への資産の流出

以上の推計により都道府県単位の相続資産流入の状況を確認したが、この推計では分析できなかった金融機関単位で見た相続資産の流出状況はどのようなになっているのだろうか。

野尻 (2017a) が行った相続人へのアンケート調査によると、被相続人が都市銀行を主に利用していた場合、相続資産を都市銀行に預けた相続人の比率は約 75% であった。一方で、地方銀行・第二地方銀行を被相続人が主に利用していた場合、相続資産を同じく地方銀行・第二地銀に預けた相続人は約 42% と低い水準になっており、相続人の一部は都市銀行 (12.4%) やゆうちょ銀行 (12.2%) に預け入れていたことが分かる (図表 7)。地銀・第二地銀の資産の一部は相続時に都市銀行やゆうちょ銀行などの他の業態に流出していることが推察される。同様に、信用金庫・信用組合を被相続人が主に利用していた場合、相続資産を同じく信用金庫・信用組合に預けた相続人は

図表 7 被相続人の利用した金融機関別の相続人の利用する金融機関 (単位: 人, %)

被相続人の利用した金融機関	回答数	都市銀行	地方銀行 第二地銀	信用金庫 信用組合	ゆうちょ 銀行	J A バンク	大手証券	その他
都市銀行	1,017	75.5	1.9	0.6	6	0.9	4.6	10.5
地方銀行・第二地銀	531	12.4	42.4	1.9	12.2	3.4	6.8	20.9
信用金庫・信用組合	181	11.6	12.7	37.6	11.6	3.3	3.3	19.9
ゆうちょ銀行	827	12.1	2.9	0.8	63.6	2.1	3.9	14.6
J Aバンク	312	9	5.8	1.6	15.7	53.2	3.2	11.5
大手証券	118	16.1	0.8	0	5.9	0	68.6	8.5
その他	85	12.9	12.9	1.2	8.2	1.2	9.4	54.1
わからない・覚えていない	510	18.4	5.3	1.8	19.2	1.8	4.9	48.6
総計	3,581	30.9	9.7	3	23.3	6.3	6.8	20

(注) 都市銀行は三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行の4行、大手証券は野村證券、大和証券、SMBC日興証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券の5社 (出所) 野尻 (2017a) から大和総研作成

約38%であった。この場合では、相続資産の主な流出先は都市銀行（11.6%）や地銀・第二地銀（12.7%）、ゆうちょ銀行（11.6%）であることが分かる。また、被相続人と同じ金融機関に相続人名義の口座を保有していなかった場合、同じ業態に相続資産がとどまる比率はさらに低下することも同調査では示されている。

以上のアンケート調査と本稿での推計からは、地域金融機関にとっては、地域外への相続資産流出だけでなく、同じ都道府県内の別の業態への相続資産の流出防止も重要な課題だということが示唆される。前述の通り、別居比率の全国平均は約25%だったが、野尻（2017a）の調査によると、被相続人が主に地銀や信金などの地域金融機関を利用していた場合、その資産の約6割は他の業態へ流出していることとなる。これは、別居比率より高い水準であり、同一の都道府県内の他の業態に資産が流出している可能性も高いことが考えられる。地域金融機関にとっては、地域内外への相続資産の流出それぞれに対策が求められていると言えよう。

3章 相続による資産流出と地域の家計金融資産の関係

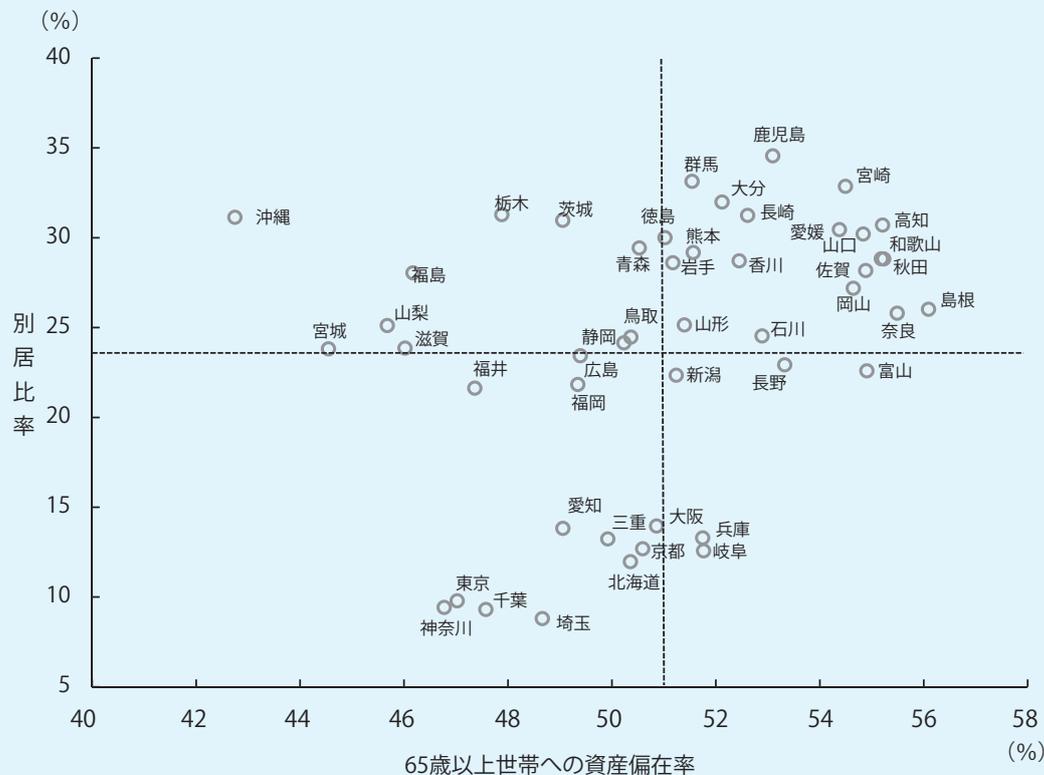
2章では相続資産の地域間移転の推計を行ったが、この推計結果と合わせて地域のリテール金融市場の規模が今後どうなるのかを検討する。

最初に、地域のリテール金融市場の規模として、都道府県別で家計の金融資産総額（世帯当たりの金融資産残高に世帯数を掛け合わせたもの）を取り上げ、その増減率を推計した。世代（世帯主年齢）別の世帯当たり金融資産残高は今後変わらないとの前提で、人口動態や世帯構成の変化によ

る影響から推計している。推計期間は2016年から2025年までの10年間としている。その結果、今後、47都道府県のうち30道県で家計の金融資産総額の減少が予想されることが分かった。家計の金融資産総額が増加すると推計された残りの17都道府県はおおむね三大都市圏か地方主要都市圏（宮城県、石川県、福岡県など）であり、それら以外の地域ではリテール金融市場の縮小が予想されることになる。この推計に、2章で行った相続資産純流出入額の推計を照らし合わせると、相続資産の純流出が予想される地域の多くではリテール金融市場の縮小も同時に予想されるという関係が見られる（図表8）。多くの地域では相続資産の純流出規模に比べてリテール金融市場の縮小規模が小さいように見えるが、これは現役世代に比べて資産を保有している高齢者の増加が相続資産の純流出の影響を一部相殺するためだと解釈できる。

ここでは、10年を超える長期の推計は実施しなかったが、リテール金融市場の縮小が想定される地域においては2025年以降も楽観的にはなれないかもしれない。理由は、その後も団塊の世代のさらなる高齢化が進展し、死亡数の増加が続くと見込まれるためだ。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、全国の年間の死亡数は2015年の約130万人から団塊の世代が80歳代後半となる2030年代には約160万人まで増加すると見込まれている。死亡数の増加は2040年代まで続くと予想されており、本稿での推計結果よりも大きな影響が相続資産の純流出が予想される地域に及ぶかもしれない。特に、相続資産の流出は、都道府県外に別居する子を持つ高齢者の比率が高く、高齢者への資産偏在率が高い地域、もしくは今後高くなることが見込まれる地域におい

図表9 都道府県外別居比率と高齢者への資産偏在状況（推計）



(注1) 「65歳以上世帯への資産偏在率」は、65歳以上世帯の保有する金融資産総額が各都道府県全体の家計の保有する金融資産総額に占める割合を表している

(注2) 「別居比率」は都道府県外に別居する子を持つ高齢者（65歳以上）の比率を推計したものである

(注3) 破線は全体平均

(出所) 厚生労働省、国立社会保障・人口問題研究所、総務省から大和総研推計

図表10 金融資産総額の増減率の推計

	係数	標準誤差	t 値
(定数)	0.151	0.065	2.303 **
大卒以上人口比率	0.197	0.077	2.561 **
雇用者報酬変化率（2004 年比）	0.264	0.064	4.129 ***
株式・株式投資信託保有世帯率	-0.019	0.095	-0.200
別居比率	-0.148	0.066	-2.253 **
65 歳以上世帯への資産偏在率（金融資産のみ）	-0.352	0.120	-2.930 ***
政令指定都市ダミー	0.002	0.009	0.249

(注) 従属変数：金融資産総額の増減率（2015～25 年推計）

調整済み決定係数 0.750

* 10%水準で有意、** 5%水準で有意、*** 1%水準で有意

(出所) 日本銀行、内閣府、総務省、厚生労働省、国立社会保障・人口問題研究所から大和総研推計

なお、詳細は割愛するが、別途実施した分析において、相続資産の純流入が予想される都市圏では、株式・株式投資信託の保有世帯率が高くなるという結果も得られた。ここからは、相続資産の地域間移転は家計のリスク性資産保有動向にも影響を与える可能性が示唆される。

おわりに

本稿では、高齢富裕層が三大都市圏に集中している一方で、相続資産に占める金融資産の比率は多くの地方圏で高いことから相続資産が都道府県をまたがって移動しやすい可能性を指摘した。その上で、親子の別居状況や人口統計などを基に推計を行った結果、東北地方や中国・四国地方の多くの県で今後、相続資産の純流出が予想されると同時に、これらの地域の多くではリテール金融市場の縮小も予想される。本稿の推計は2025年までに限定したものであったが、それ以降も死亡数は増加し続けると予想される。そのため、相続資産の純流出が今後も見込まれる地域においては早めの対応が肝要かと思われる。

このような地域において取り得る方策としては以下の3点が考えられる。第一に、人口減少を抑制することである。相続資産の純流入の動向は人口移動と密接に関わるものだからである。雇用創出を促すことなどにより人口流入の促進および人口流出の抑制が見込まれれば、相続資産の純流出規模も縮小するかもしれない。これは金融機関のみで対応できるものではなく、地方自治体の政策対応が重要になる。地方自治体にとっては地域

からの金融資産の流出ないし地域金融機関の事業縮小は地方創生の妨げになる可能性がある。地域金融機関も、地元企業や経済の活性化を通じて、地方創生に貢献していくことが不可欠となるだろう。

二点目に、高齢者への資産偏在の緩和が挙げられる。具体的には、相続発生前に親から子・孫に資産の世代間移転を進めていくことである。団塊の世代がさらに高齢化し相続資産の純流出額が急拡大する前に、その加速度を緩めるための施策が求められよう。例えば、教育資金や住宅資金の贈与については税制優遇措置が設けられており、これらの制度の活用を促すことにより資産の世代間移転を促していくことが考えられる。もちろん、贈与の一部は地域外へ移転してしまう可能性も少なくないが、相続時に資産が一気に流出するリスクは低減できる。親子の別居が地域金融機関の営業エリア内でのものであれば、贈与等に係るサービスの提供時に将来の相続人と良好なリレーションを築くことで地域内の他の業態への相続資産流出が回避できるかもしれない。

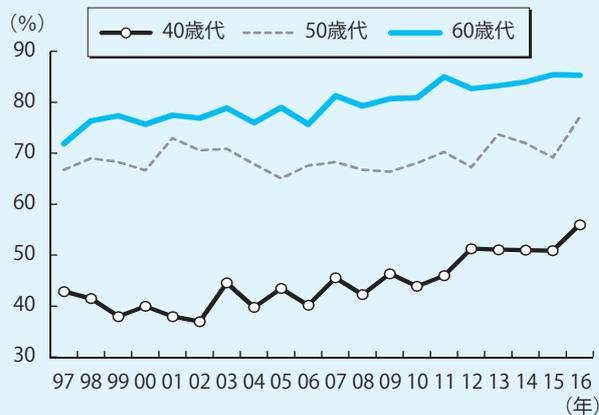
最後に、金融機関間の相続資産のシフトを抑制しようとするならば、以下の対応策が考えられる。まず、親元から離れ都市部で生活する子供世代に相続時に資産を預け入れてもらうためには、支店以外の受入チャネルを拡大することが考えられる。「相続定期」をインターネット専用支店で預け入れられるようにしている地域金融機関や、郵便局ネットワークの利用を通じて都市部に住む地方出身者へ銀行サービスを提供することを予定している地域金融機関もある⁶⁾。今後、都市部やイ

6) 日本郵政グループ「郵便局スペースを活用した『銀行手続の窓口』の設置」(2017年6月14日)
http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2017/00_honsha/0614_01_01.pdf

インターネット経由での地域金融機関のサービスの利便性が高まれば、地域からは相続資産が流出するかもしれないが、他の金融機関への資産流出は一定程度抑止できよう。

他にも、前掲図表4で見たように、近年では50歳代・60歳代が相続人の中心となる世代と想定されることから、中高年の口座獲得は重要だと思われる。世論調査からは、老後の生活への不安が中高年層で高まっていることが示唆されることから（図表11）、中高年層に対して老後の生活に備えるための金融商品・サービスを提供することを、将来の相続人の口座獲得の一環と位置付けることも考えられる方策かもしれない⁷。個人型確定拠出年金（iDeCo）や2018年1月から開始される「つみたてNISA」など、非課税制度の活用も相続資産流出を阻止するための一手段として活用することも考えられるのではないだろうか。

図表11 金融資産保有目的が「老後の生活資金」である割合



(注1) 二人以上世帯。複数回答

(注2) 2004年、2007年に対象者の変更があり、データは連続しない

(出所) 金融広報中央委員会から大和総研作成

7) なお、金融資産保有目的に対して「老後の生活資金」だと回答する比率は30歳代や70歳以上など他の年代でも高まっている。

【参考文献】

- ・青木美香（2014）「相続で多発する家計資産の地域間移動」『調査月報』2014年9月号、三井住友信託銀行
- ・重頭ユカリ（2014）「親子間相続による預貯金の動きについて」『農中総研 調査と情報』40号、農林中金総合研究所
- ・土屋貴裕（2012）「家計金融資産の偏在と運用面の課題」『大和総研調査季報』5号、pp.66-81
http://www.dir.co.jp/souken/research/report/capital-mkt/cho1201_05all.pdf
- ・野尻哲史（2017a）「相続に伴う資産、世代、地域、金融機関間の資金移動」、フィデリティ退職・投資教育研究所
- ・野尻哲史（2017b）「相続に伴う地方からの資産流出をいかに抑制するか」『週刊金融財政事情』68巻22号、一般社団法人金融財政事情研究会
- ・宮本佐知子（2008）「加速する相続に伴う個人金融資産の地域間移転」『資本市場クォーター』2008年春号、野村資本市場研究所
- ・宮本佐知子（2015）「注目集まる相続資産市場と金融機関の取組み」『野村資本市場クォーター』2015年夏号、野村資本市場研究所

[著者]

森 駿介（もり しゅんすけ）



金融調査部
 研究員
 担当は、金融・資本市場

土屋 貴裕（つちや たかひろ）



金融調査部
 主任研究員
 担当は、金融・資本市場